

議案第108号

三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、次のとおり三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

三次市長 福岡誠志

1 指定を取り消す郵便局の名称

塩町郵便局

川地郵便局

川西郵便局

2 指定を取り消す日

令和7年4月1日